

公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う 制度成立期間の関連規程運用に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う、制度成立期間の関連規程運用に関し、必要な事項を定める。

(期 間)

第2条 この内規の有効期間は2024年7月31日までとする。

(対 象)

第3条 この内規の適用範囲は次のとおりとする。

- ① 新規制定 公認スノーボード検定員規程 (以下「検定員規程」)
- ② 規程番号534 公認スノーボード指導者検定規程 (以下「規程534」)
- ③ 規程番号536 公認スノーボードバッジテスト規程 (以下「規程536」)
- ④ 規程番号537 公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領 (以下「規程537」)

(検定会場)

第4条 スノーボードA級検定員検定会は、検定員規程14条に定める他、次に掲げる会場において実施することができる。

- ① スノーボード中央研修会
- ② 第1回SAJスノーボードデモンストレーター合宿
- ③ 第1回ナショナルスノーボードデモンストレーター合宿
- ④ スノーボード技術員研修会 (2022年11月より実施)

2 スノーボードB・C級検定員検定会は、検定員規程14条2項に定める他、スノーボード指導者研修会において実施することができる (2022年11月より実施)。

(検 定 員)

第5条 A級検定員検定会の検定員は、検定員規程16条に定める他、本連盟教育本部が認めた教育本部スノーボード専門委員がこれにあたり、担当した検定員もA級検定会を受検する。

2 B・C級検定員検定会は、検定員規程16条2項及び3項に定める他、教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員がこれにあたり、主任検定員は本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員でなければならない。

3 公認スノーボード指導員検定会は、規程534の5条に定める他、本連盟教育本部長から委嘱された検定員3名以上で構成する。

4 公認スノーボード準指導員検定会は、規程534の18条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員の3名以上で構成し、かつ本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員1名以上を含まなければならない。

5 公認スノーボードバッジテストは、規程536の7条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード指導員または公認スノーボード準指導員がこれにあたり、主任検定員は、公認スノーボード指導員でなければならない。1級は実技テストとし、主任検定員を含む2名以上の検定員がこれにあたり、2級以下は講習内テストとし、1名以上の検定員がこれにあたる。

(受検資格)

第6条 公認スノーボードA・B・C級検定員検定会 (以下「検定員検定会」) の受検資格は、検定員規程第17条に定める他、それぞれ次の各号に掲げる者が受検できる。ただし、いずれの場合も有効なスノーボード指導者資格を有する者に限り、また、上位の受検資格を有する者は下位の受検資格も有する。

(1) A級検定員検定会

- ① 教育本部スノーボード専門委員
 - ② ナショナルスノーボードデモンストレーター
 - ③ S A J スノーボードデモンストレーター
 - ④ スノーボード技術員
- (2) B級検定員検定会
- ① スノーボード指導員
- (3) C級検定員検定会
- ① スノーボード準指導員
- (検定の内容)

第7条 検定は、検定員規程第19条に定める他、次に掲げる実技及び理論を行う。

① 実技試験

A級検定会は、スノーボードデモンストレーター及び教育本部スノーボード専門委員が演技した得点を基準点とし、受検者がこれを判定する。

B・C級検定会は、スノーボード技術員を含む役員が基準点を設定し、受検者がこれを判定する。

また、基準点の設定に映像資料の利用を含むことができる。

② 理論試験

A級検定会は、担当理事が作成したスノーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。

B・C級検定会は、教育本部スノーボード専門委員及びスノーボード技術員が作成したスノーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。

(規程の改廃)

第8条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附 則

この内規は、令和3年11月1日から施行する。

令和3年9月27日 制定